

子どもの権利条例制定に向けた議論の素材

《制定の意義》

- ①権利の主体である子どもも含めて、子どもの権利について理解を深め広める。
- ②区、保護者、区民等が果たす役割を定める。
- ③地域社会が一体となって子どもを守り、育てるための取り組みの拠り所とする。

1 子どもの権利に関わる今日的な課題

- (1) 児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
- (2) 差別、偏見、いじめ、不登校、自殺
- (3) 貧困世帯の増加（学習・食）
- (4) 親の離婚、ひとり親
- (5) 愛着形成
- (6) 保育園、幼稚園、学校、その他様々な居場所
- (7) 遊び環境
- (8) 障害を持つ子ども、外国にルーツを持つ子ども、LGBTの子ども
- (9) 子育ての孤立化、子どもの育ちを地域の力で支える仕組みづくり

2 子どもの定義

「原則として区内に在住、在学、在勤または活動する18歳未満の者」とする

3 子どもの権利とは

子どもの権利条約で定める権利は大きく分けて4つ

- (1) 生きる権利
 - ・防げる病気などで命を奪われないこと。
 - ・病気やけがをしたら治療を受けられること、など。
- (2) 育つ権利
 - ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
 - ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること、など。
- (3) 守られる権利
 - ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
 - ・障がいのある子どもや少数民族の子どもは特に守られること、など。
- (4) 参加する権利
 - ・自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること、など。

4 子どもにとって大切なこと【国連子どもの権利委員会が定めた一般原則】

(1) 生命、生存及び発達に関する権利

- ・すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受ける権利が保障される。

(2) 子どもの最善の利益

- ・子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

(3) 子どもの意見の尊重

- ・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

(4) 差別の禁止

- ・すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

5 子どもに関わる人または団体の役割をどのように考えるか

(1) 江戸川区

(2) 保護者

(3) 育ち学ぶ施設（保育所や学校など子どもが活動する施設）の関係者

(4) 区民（在住、在学、在勤、区内で活動する人または団体）

6 子どもの権利を保障するための方針や考え方（例）

(1) 子どもは大人に愛され、信頼関係を築くことができる

(2) 子どもが自由に意見を表明し、思いを受け止め、相談に応じ、これに応える

(3) 権利侵害（虐待、いじめ等）に対する予防、早期発見、適切な救済、回復支援

(4) 子どもが健やかに育つことのできる居場所づくり、まちづくり

(5) 保護者が家庭で安心して子育てできるための支援

(6) 子どもの権利の普及啓発

7 その他

(1) 本条例に江戸川区らしさ、子どもたちへのメッセージをどのように盛り込んでいくか

(2) 条例制定のプロセスに子どもの意見をどのように反映させていくか